

主な「圧縮記帳」と 経理方法

圧縮記帳とは

「圧縮記帳」とは、「国や地方公共団体等から受給した補助金や助成金」「災害に遭って支払われた損害保険金」「所有不動産の売却代金」といった一定の収入で固定資産を取得したときに、要件を満たせば「課税の繰延べ」が認められる制度です。

たとえば、補助金500万円をもらって、機械装置を購入するケースで考えてみましょう。補助金は通常、税務上の益金となるので税率30%とすると150万円（＝500万円×30%）の税負担が発生します。もし、補助金全額を使ってしまおうと申告時の納税資金を別途、確保する必要があるため、資金繰りが厳しくなります。

リットがあります。

一方で、適用初年度に多額の費用損失が計上されてしまうため「適正な利益が決算書に反映されない」といったデメリットもあります。

2) **剰余金処分による積立金方式**
利益剰余金を処分して圧縮限度額相当額の積立金を積み立てる方法です（図表3参照）。「適用初年度の当期中（確定決算）」に積み立てる方法と「期末後から決算確定日までの間」に積み立てる方法

図表1 主な圧縮記帳

| 主な圧縮記帳 | 制度の概要 | 経理方法 | | 法令等 |
|--------------|---|--------|-------|---------|
| | | 直接減額方式 | 積立金方式 | |
| 国庫補助金等の圧縮記帳 | 国や地方公共団体等から交付を受けた補助金や助成金等、交付目的に適合した固定資産を取得等した場合に適用できる | ○ | ○ | 法人税法 |
| 保険金等の圧縮記帳 | 火事や工場が消失したり、地震でビルが倒壊する等により受け取った保険金等で代替資産を取得等した場合に適用できる | ○ | ○ | |
| 交換の圧縮記帳 | 同一種類の固定資産を交換した場合に適用できる | ○ | × | 租税特別措置法 |
| 収用等の圧縮記帳 | 保有する土地を区画整理で自治体に収用等された際、受け取った補償金等で代替資産を取得等した場合に適用できる | ○ | ○ | |
| 換地処分等の圧縮記帳 | 保有する土地を区画整理で自治体に収用等された際、新しい土地を割り当てられた「換地処分」場合に適用できる | ○ | × | |
| 買換え等の圧縮記帳 | 保有する固定資産を売却して、代替資産を取得等、買換えした場合に適用できる | ○ | ○ | |
| 先行取得土地等の圧縮記帳 | 平成21年および平成22年に土地等を取得して、土地等の取得から10年以内に他の土地等を売却した場合に適用できる | ○ | ○ | |

図表2 損金経理による直接減額方式

| | | | |
|--|------------------|--|--|
| 1. 補助金の受給と機械装置の購入（期首） | | | |
| (現金) 5,000,000 | (雑収入) 5,000,000 | | |
| (機械装置) 12,000,000 | (現金) 12,000,000 | | |
| 2. 圧縮損の計上（期末） | | | |
| (圧縮損) 5,000,000 | (機械装置) 5,000,000 | | |
| * 圧縮限度額＝固定資産の取得等に充てた補助金等の額(5,000,000) | | | |
| 3. 減価償却費の計上（期末） | | | |
| (減価償却費) 1,400,000 | (機械装置) 1,400,000 | | |
| * (12,000,000 - 5,000,000) × 0.230 = 1,400,000 | | | |
| 4. 別表調整（申告時） | | | |
| なし | | | |

図表3 剰余金処分による積立金方式

| | | | |
|---|-------------------|-----------|-----------|
| 1. 補助金の受給と機械装置の購入（期首）※省略 | | | |
| 2. 圧縮積立金の積立て（期末） | | | |
| (利益剰余金) 5,000,000 | (圧縮積立金) 5,000,000 | | |
| ※税効果会計を適用している場合は「将来加算一時差異」として実効税率相当額を繰延資産負債に計上 | | | |
| 3. 減価償却費の計上（期末） | | | |
| (減価償却費) 2,400,000 | (機械装置) 2,400,000 | | |
| * 取得価額12,000,000 × 0.230 = 2,400,000 | | | |
| 4. 圧縮積立金の取崩し（期末） | | | |
| (圧縮積立金) 1,000,000 | (利益剰余金) 1,000,000 | | |
| ※償却超過額相当額の積立金を取り崩す * 償却超過額 (12,000,000 - 5,000,000) × 0.230 = 1,400,000 * 償却超過額 2,400,000 - 1,400,000 = 1,000,000 | | | |
| 5. 申告書（別表四）で減算調整 | | | |
| | 区分 | 総額 | 留保 |
| 加算 | 減価償却超過額 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| | 圧縮積立金取崩額 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 減算 | 圧縮積立金積立額 | 5,000,000 | 5,000,000 |
| | 減価償却超過額超過額 | 1,000,000 | 1,000,000 |

一方で、納税に備えて機械装置の購入代金を350万円（＝500万円 - 150万円）に抑えらると、補助金の給付目的である「産業育成や投資促進」の効果が十分に発揮されません。こうした課税上の弊害を解消するために設けられた制度が「圧縮記帳」です。主な圧縮記帳の制度は、図表1のようになっています。

なお、法人税法の圧縮記帳は「特別償却と重複適用」ができませんが、租税特別措置法の圧縮記帳は「特別償却と選択適用（併用禁止）」となっています。

圧縮記帳の経理方法

圧縮記帳を適用する場合は、以下のいずれかの方法による経理処理が必要となります。次の前提条

があります。

事例のケースだと、当期末に圧縮限度額相当額500万円を一圧縮積立金として剰余金処分です。圧縮積立金として剰余金の減少（増減）をしないので、損益計算書の当期純利益は補助金500万円が含まれた金額となっています。そのため、申告調整（別表四）で500万円の減算（留保）によ

| | | |
|-----------|-------------|--------------|
| (前提条件) | | |
| 補助金の額 | 5,000,000円 | |
| 機械装置の購入金額 | 12,000,000円 | 定額法 |
| 機械装置の償却方法 | | 5年(償却率0.230) |
| 機械装置の耐用年数 | | |

用、最も最終的に損金算入される金額は同じになります。

なお、圧縮記帳の種類ごとに採用できる経理方法は定められています。

損金経理による直接減額方式

固定資産の実際の取得価額から、圧縮限度額相当額を損金経理により直接減額する方法です（図表2参照）。

り損金算入します。

なお、機械装置の取得価額（会計上の簿価）は実際の購入金額1200万円のままで、会計上の減価償却費も1200万円をベースに計算します。

一方で、償却限度額の基礎となる金額（税務上の簿価）は圧縮記帳後の金額で考えるため、700万円をベースに計算します。会計上の減価償却費と税務上の償却限度額との差異（償却超過額）事例の場合、年100万円）についても、

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は「圧縮記帳」について解説します。

税理士
平井 満 広

- 掲載テーマ
- ② 特別償却と税控控除
 - ③ 中小法人と中小企業者
 - ④ 特別償却準備金
 - ⑤ 少額減価償却資産と一括償却資産
 - ⑥ 主な「圧縮記帳」と経理方法①
 - ⑦ 主な「圧縮記帳」と経理方法②

このコーナーは、中小企業の経営改善や税務相談に力をつけてほしい。是非会計事務所代表「公認」を手にしてください。